

令和4年10月（第10回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年10月11日（火）午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 会議室

3. 出席委員（13名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	3番	内田 一正
4番	松野 隆	5番	富嶋 雄治
6番	渡邊 久則	7番	松本 功
8番	上村 直嗣	9番	中村 光博
10番	中川 恭一	11番	渡邊 義幸
12番	坂田 俊明	13番	坂田 成喜
14番	岩村 久雄（会長）		

4. 欠席委員（1名）

2番 齊藤 保（次席代理）

5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第6	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第8	議案第5号 農地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について
日程第9	令和4年 第11回 委員会の日時について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	松本 浩治	農地係長	澤田 洋子
主 査	井 敦子	主 事	上村 洸二

7. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和4年第10回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、2番齊藤保委員より欠席の連絡をいただいております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。6番渡邊久則委員、11番渡邊義幸委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部が3件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
賃貸借の部が3件でございます。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。
次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利
移動の許可申請について議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。
番号1番につきましては、10番中川恭一委員に調査をいただいております。
補足説明をお願いします。

(10番委員)

調査報告いたします。

10月1日に上村農業委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。
農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、
トラクター・耕うん機・田植機・コンバインを所有しており問題ありません。
主に生産される作物は水稻、南瓜で、申請地には南瓜を作付するとの事です。
農作業の従事につきましては、隣接する農地が本人名義のため今回の申請を
行うものであり、世帯員である妻が農作業の常時従事者となります。また、妻
が経験年数60年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、9,996㎡ですので、問題ないと思いま
す。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているの
で問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を
よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について中川恭一委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

10月1日に中川農業委員と共に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクターを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は花きで、申請地には花きを作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数60年、年間300日、妻が経験年数50年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、3,789㎡ですが、申請地は都市計画道路南北線による残地で譲受人の農地と一体として利用しなければ利用することが困難な農地となるので、特例規定により問題ないかと思っております。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思っております。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程をよろしく願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

転用のための所有権移転の部 番号1番につきましては、7番松本功委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

10月5日に福永推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地の開発許可については関係部署との協議を行っていると同っております。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思っております。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について松本功委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、所有権移転の部 番号2番及び転用のための賃借権設定の部 番号1番につきましては、1番荒川忠一委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

10月5日に中島推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が駐車場を整備する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、農地の広がり10ヘクタール未満の第2種農地ですが、集落に接続していることから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

本申請地の一部については以前から駐車場として使用されていたため今回始末書を添付し、今後は農地法を遵守するとのことです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思っております。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。委員の皆様のご審議よろしく申し上げます。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号2番及び転用のための賃借権設定の部 番号1番について荒川忠一委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

番号1番につきましては、新規で貸し借りの設定を行う法人でございますので、13番坂田成喜委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(13番委員)

調査報告します。

10月2日に、申請人に聞き取り調査を行いました。

申請人は、御船町で野菜の販売などを行っている法人で、新規就農となります。

申請人は、会社の所在は御船町でございますが、土地の所有者と面識があり今回農地を借り受けることとなったため、利用権設定の申請がありました。

それでは、調査項目について申し上げます。

要件1、耕作に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うという件につきましては、トラクターや管理機など農作業に必要な農機具をリースされておりますので特に問題ないかと思えます。

要件2、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に、継続的かつ安定的に農業経営を行う見込みがあるかという件につきましては、地域住民との交流を図り、地域の活性化に繋がりたいと伺っているので問題ないかと思えます。

要件3、法人の業務を執行する役員等のうち1人以上の者が農作業に常時従事するかという件につきましては、農業に関して権限と責任を有する使用人の農業従事が年間300日以上となっておりますので問題ないと思えます。

要件4、解除条件付き契約要件でございますが、これにつきましても、書面できちんと取り決めがされているのを確認しておりますので特に問題ないかと思えます。

以上、要件すべてを満たしておりますので、委員の皆様方のご審議をお願いします。

(議長)

只今、番号1番について坂田成喜委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますの

で、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等がございますか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 令和4年第11回委員会の日時について申し上げます。次回は11月10日、午後2時よりJAかみましき益城支所会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意しました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年10月11日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員